

香 川 県 中 学 校 教 育 研 究 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、香川県中学校教育研究会という。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、原則として会長が定める学校内におく。

(目 的)

第3条 本会は、中学校教育に関する研究活動等を通じて香川県中学校教育の振興を図ることを目的とする。

(組 織)

第4条 本会は県内中学校に勤務する教職員をもって組織し、下記の支部と部会をおく。

高 松 支 部	国語教育研究部会	道徳教育研究部会
丸 亀 支 部	社会科教育研究部会	特別活動研究部会
坂出・綾歌支部	数学教育研究部会	生徒指導研究部会
小 豆 支 部	理科教育研究部会	メディア教育研究部会
さぬき・東かがわ支部	音楽教育研究部会	人権・同和教育研究部会
仲多度・善通寺支部	美術教育研究部会	学校図書館研究部会
三豊・観音寺支部	保健体育教育研究部会	教育相談研究部会
	技術・家庭科教育研究部会	特別支援教育研究部会
	英語教育研究部会	へき地教育研究部会
	養 護 研 究 部 会	学校事務研究部会
		学校給食研究部会

第5条 支部・部会の運営については細則をもって定める。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 各教科、道徳、特別活動、およびその他の中学校教育に関する研究活動の育成と振興
- 3 教育に関する研究団体および関係機関との連絡提携
- 4 研究会、講演会、講習会の開催
- 5 その他必要な事業

(役 員)

第7条 本会は、会長1名および副会長3名をおく。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 会長及び副会長は、運営委員会において選出する。

- 2 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会に会計監査2名をおく。

- 2 会計監査は、会計事務を監査する。
- 3 会計監査は、運営委員会において選出する。

(役 員 会)

第10条 本会の運営について協議するため、本会に役員会をおく。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研究部次長、監査、各支部長をもって構成する。
- 3 役員会は会長が招集する。

(運営委員会)

第11条 本会の運営について協議するため、本会に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、県校長会理事、第4条にかかげる各支部の代表者1名および各研究部会の代表者1名をもって構成する。
- 3 運営委員会は会長が招集する。
- 4 本会の予算決算は運営委員会で承認する。

第11条の2 会長は必要あるときは、支部長会、教科部会長会、特別の教科・教科外部会長会を招集することができる。

(事 務 局)

第12条 本会に事務局をおき、庶務部と研究部をおく。

- 2 事務局には事務局長、事務局次長、研究部長、研究部次長をおく。
- 3 前項の職員は会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、本会の事務を処理する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務を整理する。
- 6 別に第4条にかかげる支部および研究部会にそれぞれ部会事務局長をおき、本会の事務処理を補佐する。
- 7 研究部長は、本会の研究活動を推進する。
- 8 研究部次長は、研究部長を補佐する。

(経 理)

第13条 本会経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 計 年 度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第15条 会則の変更は、運営委員会で出席委員の3分の2以上の賛成で議決しなければならない。

附 則

- 1 この会則は、昭和36年5月1日から実行する。
- 2 昭和38年7月5日改正
昭和40年5月26日改正
昭和42年7月20日改正
昭和43年1月17日改正
昭和46年12月7日改正（昭和47年4月1日より施行）
昭和51年1月30日（2部会の名称変更）
昭和54年12月17日（1部会新設）
昭和55年12月16日（1部会廃止）
昭和63年12月1日（1部会新設）
平成6年12月13日（1部会新設）
平成11年12月10日（1部会新設）
平成12年12月8日（1部会統合 平成13年4月1日より施行）
平成13年12月7日（第10条の2追加・一部修正 平成14年4月1日より施行）
平成15年5月30日（第4条の一部修正）
平成17年12月6日（支部再編及び部会統廃合のため第4条の一部修正 平成18年4月1日より施行）
平成18年12月14日（1部会の名称変更 平成19年4月1日より施行）
平成30年5月24日（第10条の2・名称の一部修正）
令和元年5月23日（第10条新設）
令和2年5月21日（2部会廃止、1部会新設、1部会統合）